

令和5年度 青森市インターンシップ実施要領（高等学校）

1 目的

青森市インターンシップ受入制度は、高校生（以下「学生」という。）に対して実践的な就業体験を提供することにより、実社会適応能力の育成、学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び公務についての理解の増進等を目的とします。

2 対象者

インターンシップの対象者は、学生のうち原則として学校教育法に規定する高等学校の2年生とします。

学部（研究科）・学科（専攻）は問いません。

また、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受入期間及び受入先

インターンシップの受入期間及び受入先は、「令和5年度 インターンシップ受入可能課リスト」（別添）のとおりです。

※ただし、これに記載されている場合であっても、希望者多数の場合又はその他の理由により受入れが困難な場合は、調整させていただきます。

※これに記載されていない内容について、どうしても実習を行いたい場合は御相談ください。

4 条件及び待遇

①実習時間

原則として8:30から17:00まで

※ただし、受入課の業務時間が異なるときはこの限りではありません。

②報酬・手当

支給しません。

5 申込方法

それぞれの学校において、希望者をとりまとめの上、下記の書類を郵送等にてお申し込みください。

- ・「青森市インターンシップ受入制度申込書」（様式第1号）…… 学校が作成
- ・「青森市インターンシップ調査表」（様式第2号）…… 希望者自身が作成

※様式は青森市インターンシップ受入制度実施要綱に掲載されています。

6 受入学生の決定時期及び通知

申し込み後、速やかに受入れの可否を決定し、各学校に対し通知書を送付します。

7 遵守事項

研修生には次のことを遵守していただきます。

- ①職員の指示に従い、誠実に研修すること。
- ②市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。
- ③研修中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。研修終了後も同様であること。

- ④故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- ⑤研修中に傷害等を受けた場合は、自ら加入する保険などで処理すること。

なお、受入れが決定した学生には、上記の規定を遵守する旨を記載した「青森市インターンシップ受入制度に係る誓約書（様式第4号）」を提出していただきます。

※様式は青森市インターンシップ受入制度実施要綱に掲載されています。

8 申込受付期間

令和5年6月23日（金）まで

9 申込先

住所：〒030-8555 青森市中央1-22-5
担当：青森市総務部人事課人事チーム
TEL：017-734-5093（直通）
FAX：017-734-5091
E-mail：jinji@city.aomori.aomori.jp

10 その他

実習先への送り迎えなどはいたしませんので、実習希望先の所在地を御確認の上お申し込みください。

今後の当市のインターンシップ実施の参考とさせていただくため、研修生には、研修終了後、市に対して青森市インターンシップ受入制度に対する意見書提出の御協力をお願いします。